

## 総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3号の規定により、新潟県給与システム運用管理業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

新潟県給与システム運用管理業務委託

#### (2) 業務内容

新潟県給与システム運用管理業務委託に係る総合評価一般競争入札の入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び新潟県給与システム運用管理業務委託調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。

#### (3) 履行期限

契約締結の日から平成33年9月30日まで

#### (4) 業務場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課及びその他県が指定する場所

#### (5) 支払条件

平成28年度から平成33年度まで月ごとに支払う。

### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等

#### (1) 交付期間

平成28年4月22日（金）から平成28年5月13日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

#### (3) 問合せ等

入札説明書による。

### 3 入札執行の日及び場所

#### (1) 日時

平成28年7月22日（金） 午前10時

#### (2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる一の個人又は法人若しくは共同企業体とする。

#### (1) 個人又は法人

入札に参加できる個人又は法人は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをされている者。

(4) 平成28年4月22日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをされている者。

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては新潟県の納税証明書（未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

エ 調達仕様書における「7 応札条件(1)ア、オ及びク」の実績を有する者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

入札に参加できる共同企業体は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表者の名称、権限

(ニ) 構成員の出資割合

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 取引金融機関

(ト) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(チ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(リ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(ル) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表者が、(1)オに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められない者は、入札に参加することができない。

ア 提出期限

平成28年6月3日（金） 午後5時15分まで

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

ウ 提出方法

本人（法人にあっては代表権限を有する者。共同企業体にあっては代表構成員（代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者）。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

平成28年6月10日（金） 午後4時

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、新潟県総務管理部情報政策課管理調整係を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の業務名及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限る。）をもって、3(1)の入札執行日前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 落札者の決定方法

本公告に示した競争入札参加資格を有すると当県が判断した入札者であり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、別紙落札者決定基準により新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

〈落札者決定基準より〉

ア 総合評価点（技術点及び価格点の和）が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別紙評価基準表に基づき、新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会が採点する。

なお、技術点の採点の前に、入札説明書に基づき別途提出する企画提案書について、各入札参加者が新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会に対し内容説明（プレゼンテーション）を行うものとする。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### (2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約書及び契約条項

入札説明書別紙「新潟県給与システム運用管理業務委託契約書（案）」のとおりとする。

契約締結時期は、平成28年8月を予定している。

なお、契約内容については落札者決定後に提案内容を踏まえて協議の上変更する場合がある。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（名義人に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）に通報報告を行うこと。
- ウ 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手續（平成8年新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- エ 詳細は入札説明書による。
- オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Project Description:

Operation and maintenance of salary system

(2) Time and Place of bidding:

10 : 00 a.m. July 22, 2016

Niigata Prefectural Administration Building

Bidding Room

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5105

E-mail: ngt010090@pref.niigata.lg.jp

# 落札者決定基準

## 1 概要

新潟県（以下「本県」という。）における「給与システム運用管理業務委託」の調達（以下「本調達」という。）に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

## 2 落札者決定基準

次の(1)から(3)の要件をすべて満たしている者のうち、「3 総合評価点の算出方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点が最高の者が2人以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (1) 入札説明書に定める競争入札参加資格をすべて満たしていること。
- (2) 別添「評価基準表」において明示する「評価区分」のうち、必須項目の要件をすべて満たしていること。
- (3) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

## 3 総合評価点の算出方法

本調達における総合評価点は、入札者の技術的要件に係る得点（以下「技術点」という。）と、入札者の入札価格に係る得点（以下「価格点」という。）の合計値により算出する。

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

### (1) 得点配分

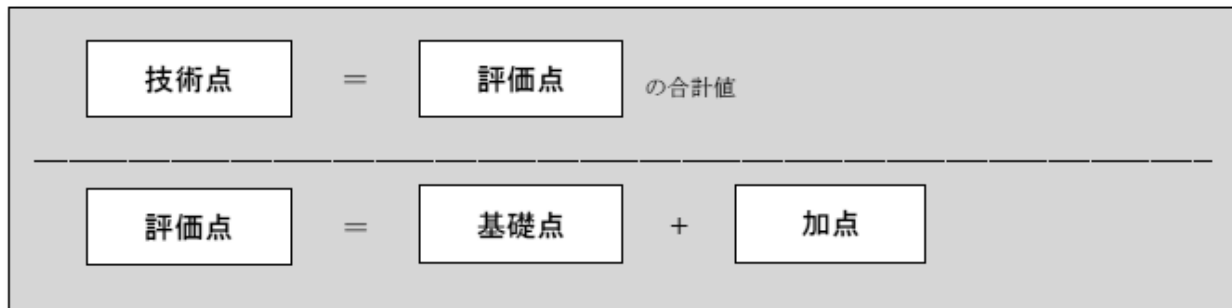
技術点と価格点の配分は次のとおりとする。

技術点	500 点
価格点	250 点

## (2) 技術点の算出

### ア 技術点の算出

技術点は、基礎点及び加点により構成される評価点の合計値とする。



なお、各入札者に与える技術点は、本県が「新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会設置要綱」に基づいて設置する「新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の各委員によって算出された技術点の平均点（少数点以下第1位を四捨五入したもの）とする。

ただし、評価委員の過半数の者が、企画提案書の内容が別添「評価基準表」に示す必須要件を満たしていないと判断した場合、その企画提案書を失格とする。

### イ 評価点の算出

評価点を構成する基礎点及び加点は、以下のとおり算出する。

#### (ア) 基礎点の算出

基礎点は、別添「評価基準表」の細項目のうち、評価区分が「必須」とある事項について設定されている。このうち、企画提案書の内容が別添「評価基準表」に示す要件を満たす場合に「基礎点」を付与するものとする。

#### (イ) 加点の算出

加点は、別添「評価基準表」の細項目のうち、評価区分が「任意」とある事項について設定されており、企画提案書の内容に応じて付与するものとする。評価については、以下に示す評価ランクに従うものとし、AからEの5段階で評価を行う。

評価ランク	企画提案内容	加点
A	非常に優れている	配点の 100%
B	優れている	配点の 70%
C	普通	配点の 50%
D	やや劣る	配点の 20%
E	かなり劣る	配点の 0%

#### 【加点算出例】

別添「評価基準表」内の細項目「事業者の十分なバックアップ体制が確保されている。(配点 25)」に関して、評価ランク B の評価を受けた場合の加点

→  $25 \times 0.7 = 17.5$

⇒少数点以下第 1 位を四捨五入し、18 (点)

#### ※ 例外的な評価方法について

評価基準表の評価区分が「任意」となっている細項目については、原則として上記のとおり、提案内容に応じて A～E のいずれかの評価をするが、評価基準表の次の細項目については、以下のとおり評価を行う。

##### ・「2 業務実績等 (3)及び(4)の評価方法」:

企画提案書の内容が評価基準表の細項目の要件を満たしていれば 5 点を付与し、要件を満たしていなければ 0 点とする。

##### ・「2 業務実績等 (5)の評価方法」:

企画提案書の内容により、運用保守業務、開発業務の両方の実績があれば 5 点を付与し、運用保守業務、開発業務のいずれかの実績があれば 3 点を付与し、いずれの実績もなければ 0 点とする。

### (3) 価格点の算出

価格点は、入札額が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づいて算出することを基本とする。ただし、価格点が250を超える場合は250とする。

$$\begin{aligned}
 \text{価格点} &= \text{価格点の満点 (250 点)} \times \frac{\text{偏差値}}{100} \\
 \text{偏差値} &= \frac{\left( \text{入札額} - \text{入札額の平均} \right) \times -10}{\text{標準偏差}} + 50 \\
 \text{標準偏差} &= \sqrt{\frac{\left( \left( \text{入札額} - \text{入札額の平均} \right)^2 \right) \text{の全入札者分の総和}}{\text{入札者数}}}
 \end{aligned}$$

ただし、入札者が2者の場合は、以下の式に基づいて価格点を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{価格点} &= \left[ \text{価格点の満点 (250 点)} \times \frac{\text{修正偏差値}}{100} \times 2 \right. \\
 &\quad \left. + \text{価格点の満点 (250 点)} \times \left( 1 - \frac{\text{入札額}}{\text{予定価格}} \right) \right] \div 3 \\
 \text{修正偏差値} &= 50 - \frac{\text{偏差値 の差の絶対値}}{2} \times \frac{\text{入札額} - \text{他者の入札額}}{\text{予定価格}}
 \end{aligned}$$

※ 偏差値の算出は上の式と同様とする。



入札者が1者のみの場合、又はすべての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律125点とする。

#### 4 技術点及び価格点の採点者

技術点及び価格点の採点は、評価委員会が行う。

## 評価基準表

### 技術点

評価項目	企画提案書 作成要領 該当項目	細項目	評価 区分	評価点		評価点 の満点
				基礎 点	加 点	
1 基本姿勢 (10点)	1(1)イ	(1) 本県における給与システムの安定稼働の重要性を十分認識し、責任をもって運用保守業務を遂行する姿勢が示されている。	必須	5	-	5
		(2) 運用保守業務の遂行過程で発生する課題とその対応策が、事業者の実績や経験を踏まえて記述されている。	必須	5	-	5
2 業務実績等 (70点)	1(1)ウ	(1) 平成元年以降の地方自治体などの公共団体における500名以上のシステム利用者が利用する給与システムの開発業務及び運用保守業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(2) 平成元年以降の都道府県、政令指定都市における給与システムの開発業務及び運用保守業務の実績の程度。	任意	-	0~20	20
		(3) ISO9001の認証を取得している。	任意	-	0又は5	5
		(4) ISO/IEC27001の認証又はプライバシーマークの使用許諾を得ている。	任意	-	0又は5	5
		(5) AIST包括フレームワークを使用して開発された情報システムの運用保守業務の実績もしくは開発業務の実績を有している。	任意	-	0~5	5
		(6) Web方式のネットワークシステムの開発業務、運用保守業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(7) リッチクライアントシステム開発業務、運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(8) 本システムで使用されているオペレーティングシステム、データベース、運用管理ソフトを使用した情報システムの開発業務及び運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(9) Javaを使用した情報システムの開発業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(10) 会社規模や業務実績から、本調達範囲を超える大規模なシステム改修が必要となった場合でも、実施体制を整備して本システムの改修や動作検証等必要な対応を行い得る事業者であると認められる。	任意	-	0~10	10
3 実施体制 (155点)	1(1)エ	(1) 適切な要員数、配置(管理責任者1名、SE2名の常駐)が確保されている。	必須	5	-	25
		(2) 上記(1)に示す要件を満たした上で、さらにそれ以上の要員数、配置の提案がある。	任意	-	0~20	
		(3) 事業者の十分なバックアップ体制が確保されている。	任意	-	0~25	25
		(4) 調達仕様書「7 応札条件 (2) 要員の資格及び経験等 ア 管理責任者」に示す要件を満たしている。	必須	5	-	40
		(5) 上記(4)に示す要件をすべて満たした上で、さらにそれ以上の資格、経験等がある。	任意	-	0~35	
		(6) 調達仕様書「7 応札条件 (2) 要員の資格及び経験等 イ SE」に示す要件を満たしている。	必須	5	-	40
		(7) 上記(6)に示す要件をすべて満たした上で、さらにそれ以上の資格、経験等がある。	任意	-	0~35	
		(8) 管理責任者及びSEいずれの要員も、日本語によるコミュニケーションが取れる。	必須	5	-	5
		(9) 事業者と県の役割分担、責任の所在等が明確になっている。 (特に共通基盤システムとの作業項目の切り分けができています。)	任意	-	0~10	10
		(10) 地元事業者の活用が図られている。	任意	-	0~10	10

(続く)

(続き)

評価項目	企画提案書 作成要領 該当項目	細項目	評価 区分	評価点		評価点 の満点
				基礎 点	加点	
4 引継 (30点)	1 (1) オ	(1) 習熟期間における要員の育成について、運用保守業務を円滑に開始することを可能とする、適切な要員育成計画案が示されている。	任意	-	0~20	20
		(2) 後任の事業者への引継にあたっての考え方及び有効な引継方法が提案されている。	任意	-	0~10	10
5 運用業務 (20点)	1 (1) カ	(1) 円滑な業務の運用について有効な対策が提案されている。	任意	-	0~20	20
6 障害対応 (40点)	1 (1) キ	(1) 障害からの素早い復旧について有効な対策が提案されている。	任意	-	0~40	40
7 保守業務 (35点)	1 (1) ク	(1) 業務アプリケーション保守、データベース保守等の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~35	35
8 管理業務 (25点)	1 (1) ケ	(1) 運用保守業務を確実に遂行するためのインシデント管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(2) 運用保守業務を確実に遂行するための問題管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(3) 運用保守業務を確実に遂行するための変更管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(4) 運用保守業務を確実に遂行するためのリリース管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(5) 運用保守業務を確実に遂行するための構成管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
9 支援業務 (10点)	1 (1) コ	(1) 運用保守に係る技術的支援及び研修支援の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~10	10
10 情報共有 (10点)	1 (1) サ	(1) 受託者と職員との情報共有の方法が具体的に示されている。	任意	-	0~10	10
11 情報セキュリティ 対策 (40点)	1 (1) シ	(1) 運用保守業務を実施する上で情報セキュリティを確保するための対応策について、具体的な提案がある。また、運用保守業務において想定される脅威を定義し、リスク回避・軽減のための対応方法が示されている。	任意	-	0~40	40
12 提案 (25点)	1 (1) ス	(1) 調達仕様書とは別に、給与システムの品質向上及びリスク軽減等に資する事業者独自の提案が示されている。	任意	-	0~25	25
13 全体経費 (30点)	1 (1) セ	(1) 全体経費について、提案内容とバランスのとれた内容となっている。	任意	-	0~15	15
		(2) 要員ごとの工数、単価、その他経費が示されており、その内容が妥当である。	任意	-	0~15	15
技術点(満点)				45	0~455	500

価格点

価格点	250
-----	-----

総合評価点

技術点+価格点	750
---------	-----